

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年6月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900453号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100030号

第1 結論

1 請求期間①のうち、請求者のA社における平成21年5月1日から平成23年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年5月から同年8月までの標準報酬月額については30万円から38万円、同年9月から平成22年8月までの標準報酬月額については30万円から47万円、同年9月から平成23年8月までの標準報酬月額については28万円から34万円とする。

平成21年5月から23年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

2 請求者のA社における平成22年12月10日の標準賞与額を29万1,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月10日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成22年12月10日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求者のA社における平成22年12月10日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成22年12月10日の訂正後の標準賞与額(上記2の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

4 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成21年1月1日から平成23年9月1日まで
② 平成22年12月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①に係る標準報酬月額が実際の報酬額と相違しており、請求期間②に係る標準賞与額の記録が実際の賞与額と相違しているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成21年5月1日から平成23年9月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書、平成20年分から平成22年分までの給与所得の源泉徴収票及び預金通帳の写し並びにA社から提出された請求者の「役員報酬、従業員給料、計算原簿」及び平成20年分から平成23年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「給与資料」という。）により確認できる、標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

以上のことから、給与資料により、請求期間①のうち、平成21年5月1日から平成23年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額と同額又は低額であることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められないものの、給与資料により判断できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を平成21年5月から同年8月までは38万円、同年9月から平成22年8月までは47万円、同年9月から平成23年8月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

2 請求期間②について、オンライン記録により、平成22年12月10日に標準賞与額25万円が記録されていることが確認できるが、A社の事業主は、「平成22年12月10日の賞与については300,000円を支給すべきであったところ、250,000円しか支給していなかったため、平成23年3月15日に当該差額として5万円を支給したものである」と回答しているところ、同社から提出された金融機関による平成23年3月15日の受付印が押された「払戻請求書による総合振込受付書」並びに請求者から提出された平成23年2月分の給料支払明細書及び預金通帳の写しにより、同年2月分給与の差引支給額に上記差額5万円を加算した金額が同年3月15日に支払われていることが確認できる。

また、給与資料により、平成22年12月10日に支払われた賞与から29万1,000円の標準賞

与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

なお、請求期間②の賞与支給日については、請求者から提出された預金通帳の写しにより、平成 22 年 12 月 10 日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、給与資料により確認できる厚生年金保険料控除額から 29 万 1,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 22 年 12 月 10 日の賞与に関する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して誤って提出し、訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 22 年 12 月 10 日の賞与に関する厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②について、上記 2 のとおり、A 社の事業主からの回答、「払戻請求書による総合振込受付書」及び給与資料により、平成 22 年 12 月 10 日に同社から請求者に 30 万円の賞与が支払われたものと認められる。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、上記「払戻請求書による総合振込受付書」及び給与資料により確認できる賞与額から、30 万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記 2 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 4 請求期間①のうち、平成 21 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、給与資料により確認できる厚生年金保険料控除額及び事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、標準報酬月額の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000519号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100008号

第1 結論

昭和57年4月から昭和58年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年4月から昭和58年12月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまで両親の国民年金保険料と一緒に私の分も納付してくれていた。

私の国民年金加入期間に未納期間が2か所あるが、20歳となった昭和55年*月から同年*月までの期間は、加入手続が遅れたために時効により保険料を納付できなかった旨年金事務所でも説明を受け、納得したが、請求期間については、保険料の納付は可能であり、両親の保険料は納付済であるのに、母が私の分だけ納付しなかったとは考えられないことから、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母親が国民年金の加入手続を行い、両親の国民年金保険料と一緒に請求者の国民年金保険料も納付してくれていた旨主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿には、請求者に係る国民年金手帳の記号番号の払出年月日が昭和57年7月16日と記載されており、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に行われたものと推認できることから、請求期間の保険料を納付することは可能である。

しかしながら、請求者の両親の国民年金手帳に貼付されていた領収証書によると、請求期間の一部を含む昭和58年4月から昭和59年3月までの期間の国民年金保険料について、昭和60年2月2日に一括納付されていることが確認できるところ、オンライン記録により確認できる請求者の請求期間直後の昭和59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料の納付年月日は昭和61年4月28日と記録されていることから、当該期間に係る国民年金保険料の納付年月日が、請求者と請求者の両親とで相違している上、同年4月28日時点において請求期間の保険料は時効により納付できない。

また、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与

しておらず、請求者の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする請求者の母親は既に亡くなっているため、請求期間当時の具体的な納付状況等について証言を得ることができない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000694号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100009号

第1 結論

昭和57年4月から昭和58年6月までの請求期間及び昭和61年11月から平成3年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年4月から昭和58年6月まで
② 昭和61年11月から平成3年6月まで

私は、父の勧めで短大卒業後の昭和57年4月に国民年金担当課で国民年金の加入手続を行った。昭和57年7月から留学することになっていたため、国民年金保険料は、請求期間①のうち昭和57年4月から同年6月までは私が納付し、留学中の同年7月から昭和58年6月までは母が納付してくれていた。昭和58年7月に一時帰国した際、両親から、留学中は保険料の納付を止められるとの話を聞き、国民年金担当課で保険料の納付をやめる手続を行った。昭和61年11月に帰国し、国民年金保険料の納付を再開するために国民年金担当課で手続を行い、以降、保険料を納付してきた。

請求期間①及び②の国民年金保険料が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、短大卒業後の昭和57年4月に国民年金の加入手続を行った旨主張しているが、オンライン記録によれば、請求期間①に係る国民年金の被保険者資格の取得及び喪失並びに請求期間②に係る同被保険者資格の取得の入力処理が平成4年12月10日に行われ、当該取得処理により請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」)が払い出されていることが確認できる上、A市が管理する電算データによれば、請求者について、平成4年11月27日の届出により適用漏れを理由に請求期間②の始期に当たる昭和61年11月1日付けで被保険者資格を取得していることが確認でき、平成4年11月27日に請求者は初めて国民年金の加入手続を行ったと推認できる。

また、請求期間①及び②については、請求者が国民年金の加入手続を行ったと推認できる平

成4年11月時点で、請求期間①と請求期間②のうち平成2年9月以前の国民年金保険料は時効により納付できない上、同年10月以降の期間については、遡って保険料を納付することは可能であるが、請求者は、当該期間の保険料を遡って納付したことはない旨陳述している。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されたことを確認することはできない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000834号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100031号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社B事業所(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の種別の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年7月1日から昭和50年11月1日まで
② 昭和61年4月1日から同年10月1日まで

請求期間①及び②が厚生年金保険の第一種被保険者と記録されているが、現場管理者技術経歴書等の提出した資料により、当該期間に坑内作業に従事していたことが確認できるので、当該期間の厚生年金保険被保険者種別を第三種に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は、A社B事業所の事業主を証明者とする「現場管理者技術経歴書」及び同社B事業所の所長を証明者とする「証明書」を提出し、当該期間は、同社B事業所において坑内作業に従事していたので、被保険者種別は第三種である旨主張しているところ、請求期間当時の厚生年金保険法においては、第三種被保険者とは「鉱業法第四条に規定されている事業の事業場に使用され、且つ、常時坑内作業に従事する被保険者であって、第四種被保険者以外のものをいう。」と規定されている。

しかしながら、上記の「現場管理者技術経歴書」によると、請求期間①における業務内容について、「坑内地質調査」、「品位管理に関する分析、資料整理」、請求期間②における業務内容については、「坑内地質調査」及び「鉱山全体の品位管理、地質・ボーリング、解析」と記載され、上記の「証明書」には、請求期間①について、「営業探査(坑内における黒鉱探査)」、請求期間②について、「探査業務全般(坑内地質、測量、試錐)」と記載されているところ、C社の事業主及びD社(C社の本社)の事業主は、前記の「現場管理者技術経歴書」及び「証明書」に記載されている業務の内容が常時坑内作業に従事する業務に該当するか否か不明であり、請求者の業務内容及び厚生年金保険料の控除が確認できる資料は保管していない旨回答していることから、請求者が請求期間①及び②において、第三種被保険者に規定される常時坑内

作業に従事する者であったことを確認することができず、当該期間における第三種被保険者に係る厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、オンライン記録により、A社B事業所において請求期間①に厚生年金保険被保険者記録の確認できる者のうち連絡可能な18人及び請求期間②に厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち連絡可能な70人に対し照会を行ったものの、請求者が請求期間①及び②において常時坑内作業に従事していたことをうかがわせる回答はなく、このうち、第三種被保険者として記録されている者を含む複数の者が、請求者は坑内作業だけでなく、坑外の作業にも従事していた旨回答している。

さらに、上記照会に対し回答のあった複数の者から、坑内地質調査をしていたとして名前が挙げられた者の中には、請求者と同様に第一種被保険者として記録されている者が複数確認できる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険第三種被保険者としての勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険第三種被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。